平成２６年（フ）第２３８号
大阪府羽曳野市野々上５丁目11番10号
債務者　平生　律子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
堺市中区八田北町590番地24
債務者　内田健太郎
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
堺市堺区大町東４丁２番29―303号
債務者　田中　省三
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地４棟1107号
債務者　内橋　忠郎
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
大阪府富田林市錦織南２丁目10番１―604号
債務者　吉田　俊子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
大阪府松原市上田８丁目16番11―203号
債務者　荒木　春子（旧姓鎌倉）
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２４号
堺市南区城山台１丁18番１号
債務者　村上　恭美
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
長崎県長崎市本石灰町３番８号
債務者　高橋　和弘
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
愛知県新城市稲木911番地６
債務者　山口　拓磨
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８８号
愛知県豊川市宿町長者松37番地１　ルミエール小坂井103号
債務者　戸苅　豪克
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第９１号
愛知県豊川市萩山町３丁目12番地の４　メゾン萩山202号
債務者　舩藤　貴幸
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３５５号
横浜市旭区南本宿町33番地　サンバレ―33Ａ406号
債務者　吉濱　孝則
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５２号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂２丁目５番28―305号　ベルメゾン湘南
債務者　前田　裕子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０９号
神奈川県大和市中央林間５丁目４番24号　ロッシェル中央林間４―101
債務者　若林　俊佑
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１６号
横浜市港北区大倉山５丁目１番５号　アーバン大倉山201
債務者　山崎八重子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７号
釧路市武佐４丁目18番251号　Ｒ12―９
債務者　松本奈緒美
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１１６号
静岡県浜松市中区曳馬５丁目24番５号　フォーブルパレス205号室
債務者　石川　恵子（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成26年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係